

スマホ・ケータイの トラブルに気を付ける!!

正しく使って
安心・安全に
使うぞう!!



スマホ蔵

スマホのリスクを知ってますか? 身近に危険がいっぱい!

スマホはうまく使いこなせばとても便利なコミュニケーションツールです。反面、使い過ぎによる生活習慣の乱れや、使い方を誤れば、人の心を傷つけて人間関係を壊してしまったり、サイバー犯罪の被害者や加害者になったりするなど、様々なトラブルを引き起こす凶器にもなります。皆さんの身近にも大きなトラブルが潜んでいるので、注意しながら使っていくことを心がけましょう。

事例 1

無料通話アプリでいじめ



仲間はずれ

悪口

無視

即返信のプレッシャー

無料通話アプリが「いじめ」につながるって知ってましたか?!

クラスの友達と無料通話アプリでグループチャットをしていたら、ある人が「A子ってうざいよね!!」と言いだし、A子以外で別のグループをつくる「はずし」が起きた。A子以外の友達も、「自分もいつ外されるかわからない…」と心配に。

また、チャットの書き込みに対する既読表示機能の、既読なのに返事を書かないと「既読スルー」として非難されるなど、いじめの対象にされるかもしれないという不安からスマホが手放せなくなりました。最近ではこうした不安からチャットをすることを迫られて、楽しさよりも負担を感じてしまっている。



こんなトラブルに発展します!

「はずし」が起きた翌日、学校でA子は友達から無視されて仲間はずれにされ、いじめの対象になってしまいました。チャットを楽しむはずが、スマホから離れられなくなりつらい日々が続いています。スマホのアプリ上の会話でのトラブルが、リアルな世界での、実際の学校のいじめにも発展する事態が起きています。



生徒の皆さんへ!

- 自分がされてイヤなことは、人にはしないこと!
- 何かあったら1人で悩まず、家族に相談すること!

事例 2

プライバシーの侵害



友達限定のつもりが...

気軽にアップした写真のせいで、友達からの信頼を得られなくなることもあります。

友達の写真を無断でアップしたことで、友達が激怒! 友達の親は、プライバシー侵害で訴えてきた。軽い気持ちで行ったことが大きなトラブルに発展している。

こんなトラブルに発展します!

撮られた人から訴えられることもあり、安易な気持ちで大きな裁判沙汰に発展する場合があります。仲の良い友達を怒らせ、また、その友達からの信頼を得られなくなることがあります。

生徒の皆さんへ!

- 親しい関係でも無断で写真を撮影してアップロードしない!
- ネットに出回った写真は永久的に残ります!

事例 3

悪ふざけで炎上



お店が営業停止

停学

ケ

気軽に行ったことが大事に...

アルバイト中の暇な時間に、面白いからといって自分が冷凍庫に入った写真を撮影しアップロードしてしまったBさん。その記事が第三者の目にとまり、ネット上に掲載されたあという間に拡散。店も特定され閉店に追い込まれ、Bさんはお店から多額の損害賠償を求められました。

こんなトラブルに発展します!

インターネット上に掲載することで個人を特定されたり、未成年でも悪ふざけによって、法的な責任を追究されることがあります。また、ネット上に拡散した画像を消去することはほぼ不可能です。

生徒の皆さんへ!

- 悪ふざけでも大きな代償を払うことがあります!
- 子どもだから許されると思ったら大間違い!

事例 4

違法ダウンロード



架空請求

違法なの?!

無料で違法な音楽やゲームをダウンロードしていませんか?

動画や音楽が無料で保存できるというアプリをインストールしたCさん。違法にアップロードされていると知っていながら個人的に使用するととして音楽を聴いていたある日、警察から電話が...著作権法に違反しているとして、検挙された。

こんなトラブルに発展します!

蔓延している違法ダウンロードアプリによって、音楽や動画、ゲーム等をダウンロードして使うことは、著作権法に抵触することも...

生徒の皆さんへ!

- 不審なアプリはインストールしないこと!
- 違法と分かっていて音楽や動画をダウンロードしないこと!

事例5

ゲームアプリで高額課金



無料で遊べる、それって本当にずっと無料ですか??

500円という値段で有料ゲームアプリを親のクレジットカード決済で購入したDくん。一度購入してしまえばずっと無料で遊べると思ってゲームを楽しんでいたが、月末に届いた請求書には思いもよらない高額請求が。一度カード情報を登録すると、あとはゲーム用のパスワードだけで有料アイテムを購入できる仕組みになっており、知らない間にゲーム内の多くの有料アイテムを購入していた。アプリ会社に問い合わせしてみたものの、規約に同意している、といわれ払わざるを得ない状況に..

こんなトラブルに発展します!

オンラインゲームなどの高額課金によるトラブルは依然として多発しており、クレジットカード決済が主流の為、その場でお金を使った感覚がありません。そのため、気軽にボタンをクリックしていたら、気づいたら有料のアイテムを購入していた!なんてことも。月末の請求金額が50万円という結果になることもあります。

生徒の皆さんへ!

- アプリのインストールは無料でも有料でも保護者に相談!
- アプリの利用規約をきちんと読んでから楽しもう!



事例6

コミュニティサイトで性犯罪被害



お子さんが性犯罪の被害に遭うなんて考えたこともないでしょう?

ネットで知り合った男性と無料通話アプリで会話していたE子さん。写真を交換すると、相手はかなりのイケメン。会話が盛り上がって男性から「会ってみたい?」という誘いが。了承して、食事などに出かけてしまうE子さん。しかしそこに待っていたのは写真とは別人の男。はじめは好意的な対応をしていた男性も、途中から「友人を呼ぶ」といって、とある人の家に連れて行かれ、そこには仲間が待ち構えており、性犯罪被害に遭ってしまった。

こんなトラブルに発展します!

インターネットを通じて異性と出会うことが簡単になっていますが、それによって性犯罪に巻き込まれる機会も増えています。心身ともに傷を負いながら、さらに脅され続けられるケースがあります。一人で悩まずに家族、学校、友人、相談窓口などで、相談しましょう。一人で悩んでいると負のスパイラルに陥ってしまうことがあります。

生徒の皆さんへ!

- 見知らぬ人と気軽に会わないこと!
- 重大な被害に遭ってからでは遅い! 早い段階で相談しましょう。一人で悩まないで!

【子どもたちをトラブルから守るために】 愛知県青少年保護育成条例のあらまし

インターネットの利用による青少年有害情報の閲覧等の防止(第18条の2・第18条の3)

保護者及び学校、職場その他青少年の健全な育成に携わる団体の関係者や店舗等でインターネットを利用させる者は、フィルタリングソフトを活用するなどして、青少年がインターネットを利用する際に、青少年有害情報の閲覧等をさせないように努めなければなりません。

『フィルタリングの利用は、保護者の責任です。』

愛知県青少年保護育成条例が改正され、平成25年7月1日から、青少年が使用する携帯電話についてフィルタリングサービスを利用しないときは、その理由を記載した書面を事業者に提出していただくことになります。併せて、事業者にもフィルタリング利用に関する説明等をしていただきますので、十分に説明を受けてください。



大きなトラブルになる前に迷わず相談!!

スマホ・ケータイ、インターネットのトラブルに関する相談窓口

■総務省東海総合通信局
【TEL】052-971-9133
(土日祝日を除く9:00~12:00、13:00~17:00)
【URL】<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>

なやみはじめの相談窓口

■ヤングテレホン
【TEL】052-951-7867 電話相談・面接相談(予約)
Eメール相談は愛知県警察ホームページから
<http://www.pref.aichi.jp/police/> 月~金 9:00~17:00
土日祝日及び時間外は留守番電話、Eメールで受付 直近の勤務日に対応
■被害少年相談電話
愛知県警察本部少年少女サポートセンター名古屋
【TEL】0120-7867-70 電話相談・面接相談(予約) 月~金 9:00~17:00
土日祝日及び時間外は留守番電話、FAXで受付 直近の勤務日に対応

■はじめ ほっとライン24 (愛知県教育委員会)

【TEL】0570-078-310(22:00~翌朝10:00は、はじめ相談専用)
【URL】<http://www.pref.aichi.jp/kyoiku/soudan/soudan.html>
■子どもの人権110番(名古屋法務局)
【TEL】0120-007-110(全国共通フリーダイヤル)
【URL】<http://www.moj.go.jp/JINKEN/Jinken113.html>
■IP電話からはかけられません。かけられないときは公衆電話からかけか、名古屋法務局(052-952-8110)におかけください。

■消費者トラブルに関する相談窓口

■消費者ホットライン
【TEL】0570-064-370
(最寄りの自治体の消費生活相談窓口を案内)
【URL】<http://www.caa.go.jp/>(消費者庁)
■愛知県中央県民生活プラザでは、インターネットによる消費生活相談のお申込みを受けています。
【URL】<http://www.pref.aichi.jp/0000047585.html>(愛知県)

犯罪被害等、相談だけでは済まない場合の窓口

■子どもの人権相談電話・面談(無料)法律相談(愛知県弁護士会)
【TEL】052-586-7831
(毎週土曜日受付日を除く9:45~17:15)
【URL】http://www.nagoyasoudan.jp/?category_label=kodomo

一人で悩まないで
相談
するんだぞう!!

